

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公告します。

令和 6 年 1 月 4 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱田 彰

粕屋町健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務について

下記のとおり、公募型プロポーザル方式により提案参加者を募り業者を選定します。

1. 概要

(1) 発注する業務名

粕屋町健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「粕屋町健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2. 提案資格

本件に参加する者の提案資格は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)の規定による指名停止措置の期間中(プロポーザル参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までとする。)でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税、地方税に未納がないこと。

3. 評価の方法及び選定の方法

参加希望者に対し、粕屋町健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務募集要項等の資料を交付し、公募型プロポーザル方式により、「提案書」及び必要となる費用の見積額を記載した「見積書」の提出を求め、提案書の内容及び経費等を客観的かつ総合的に評価して得られた総合評価点数の最も高い者を受託者として特定し、本町と契約条件に関する協議を行う。

4. 担当課

住民福祉部健康づくり課

5. 募集要項の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 令和 6 年 1 月 4 日（木）～令和 6 年 1 月 22 日（月）17 時まで
- (2) 交付方法 町ホームページよりダウンロード

6. 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 月 22 日（月）17 時まで（必着）
- (2) 提出場所 粕屋町役場 住民福祉部健康づくり課 健康推進係（健康センター1 階）
- (3) 提出方法 窓口持参又は郵送

7. 提案資格確認結果の通知

(1) 提案資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及び理由を書面にて通知します。

ア. 通知期限 令和 6 年 1 月 26 日（金）17 時まで通知します。

イ. 通知方法 郵送（原本）及び電子メール（写し）にて通知します。

ウ. その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、町要綱第 13 条第 3 項の規定により、書面を受けとった日から 7 日以内に、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。

8. 提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和 6 年 2 月 19 日（月）17 時まで（必着）
- (2) 提出場所 粕屋町役場 住民福祉部健康づくり課 健康推進係（健康センター1 階）
- (3) 提出方法 窓口持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）期限までに到着するようにして下さい。

(4) その他

ア. 提出された提案書類等の返却はありません。

イ. プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、死亡や病気など、特段の理由がない限り、変更することはできません。

ウ. 提案書の提出は、1 社につき、1 案とします。

エ. 本町の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ. 提案内容の変更は認められません。

9. 提案限度価格

4,680,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案限度価格は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。見積書を提出する際の内訳書は、上記の金額を超えてはならない。

10. 契約書作成の要否

必要となります。

11. 募集要項等に対する質問及び方法

募集要項、仕様書等に関して質問がある場合は、(様式第 8 号)質問書を作成し、電子メールにより提出すること。受付期間外の質問、質問書以外の質問は受理できません。

(1) 受付期間 提案確認資格日から令和 6 年 2 月 2 日（金）17 時まで

(2) 受付方法 電子メール 宛先：kenko21@town.kasuya.fukuoka.jp

表題：健康かすや 21 評価及び計画策定業務質問書（会社名）

(3) 提出書類 (様式第 8 号)質問書

12. ヒアリングの有無

プレゼンテーション審査時に必要に応じて実施する場合があります。

13. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 住民福祉部健康づくり課 健康推進係（健康センター1階）

担当者名 吹上、山内

TEL 092-938-0258（直通） / FAX 092-938-2415

E-mail：kenko21@town.kasuya.fukuoka.jp